県立都市公園 多言語デジタルガイド制作業務委託仕様書

1 委託業務名

県立都市公園 多言語デジタルガイド制作業務

2 業務目的

大阪・関西万博を契機に、訪日外国人に兵庫県ならではの景勝や体験を提供するため、県立都市公園の多言語デジタルガイドを導入する。これにより、訪日外国人を通じた兵庫の魅力を世界に発信し、ひいては県立都市公園の利用を通じて県内の回遊性を高め、地域経済の活性化を図る。

3 業務内容

本業務は、スマホアプリの作成とスマホアプリ対応現地案内サインの設置、スマホアプリ対応のリーフレットデータ、A1 ポスターの作成とする。

(1) スマホアプリの作成

訪日外国人が公園に関心を持ち、この公園に来てみたいと感じてもらえる、スマホアプリを制作する。

スマホアプリの仕様は以下を基本とする。

訪日外国人が公園に関心を持ち、この公園に来てみたいと感じてもらえる魅力的なアプリとなるよう、スマホアプリの画面構成や魅力的な内容・追加項目、操作性を高める工夫及び、的確にデータ分析を行う工夫、運用・保守のしやすいさや維持管理費を抑えるための工夫等を踏まえたスマホアプリ制作方針の提案を行うこと。

【スマホアプリの仕様】

- ①対象公園:尼崎の森中央緑地、舞子公園、淡路島公園
- ②対応言語:日本語、英語、中国語(簡体字・繁体字)、韓国語 翻訳は受注者がネイティブ翻訳を行うこと(機械翻訳不可)

③内容

- ・公園の概要(公園の面積 主要施設 歴史や取組 アクセス等)
- ・魅力スポット紹介

公園の魅力を発信するため、公園施設や魅力的な場所を魅力スポットとして設定し、スポットの景観や自然、スポットで体験できるアクティビティや取り組みの紹介。

・公園全体マップ

GPS によりマップに現在地が表示され、公園施設や魅力スポットに円滑にアクセス出来る機能を有すること。また利用者の利便性をふまえ公園全体マップは既存サインや既存リーフレットなどと整合性があるデザインとし、マップ情報の統一を図るものとする。

・ビジュアルによる公園の魅力紹介

園内の景勝地や豊かな自然、イベントの様子など、ビジュアルによる公園の魅力発信

*発注者は対象公園の基本データや所持する写真等のデータ提供を行う。

④スマホアプリの操作性および保守点検

- ・ストアでダウンロードするネイティブアプリではなく、QR コードを読み取ることでスマートフォン上で利用できる仕様とする。
- ・初回読取後はオフライン対応とする。
- ・端末に応じて適した言語が自動に表示されるものとする。
- ・利用状況等から公園運営に活用できるデータ分析等の提案を行うこと。
- ・納品後、メディアの操作と管理に不慣れな人でも簡易に情報の登録・更新が可能となる仕様に留意したうえで、受注者が発注者に分かりやすい操作マニュアルを作成し、発注者に提出すること。
- ・アプリ利用者が操作について疑問が生じた際に対応できるよう、FAQ コンテンツを作成すること。

(2) スマホアプリ対応現地案内サインの設置

スマホアプリ対応現地案内サインは、現地においてスマホアプリをより多くの人に利用してもら うため、アプリの特徴や使用方法を広報し、現地に設置するものである。

スマホアプリ対応現地案内サインの仕様は以下を基本とする。

公園内の動線や魅力スポットの配置を踏まえた、設置位置、箇所数、サインの形状など制作方針の提案を行うこと。

【スマホアプリ対応現地案内サインの仕様】

- ・サインの形状は既存サインの状況を踏まえて安全面・景観面に配慮すること。
- ・QR部が劣化すると読取り不可になることから印刷面は耐候性に配慮すること。
- ・基礎工事が必要な場合は構造計算書を提出すること。またサイン納品後は保証書を提出すること。
- ・土木工事共通仕様書、立体横断施設技術基準および道路標識設置基準、都市公園の移動等円滑化整備ガイドラインを準拠すること。

(想定するサインのサイズおよび箇所数)

QR コード利用案内サイン メイン看板(各公園 1 箇所)

小看板 (3 公園で計 15 箇所)

※メイン看板は W600×H400 程度、小看板は W400×H300 程度を想定

(3) スマホアプリ対応のリーフレットデータ、A1 ポスター作成

スマホアプリをより多くの人に利用してもらうため、万博関連のプレイベント等の現地以外でも周知をするため、スマホアプリの紹介を行うリーフレットデータ作成(A4両面想定)及び、A1ポスター10枚(日本語・英語対応)の制作を行う。

訪日外国人に効果的な周知ができるように、ポスターの内容の工夫や訪日外国人の目につきやすい リーフレットデータの形状や内容、レイアウト等を踏まえた制作方針の提案を行うこと。

【リーフレットデータおよび A1 ポスターの仕様】

- ・リーフレットデータは A4 両面を想定している。本業務はデータ作成のみとする。
- ・A1 ポスターはマットコート紙 110kg と同等以上とし耐候性に配慮すること。
- ・ポスターデータやリーフレットデータのソフトウェアの種類、バージョンは別途発注者と協議すること。

4 秘密保持

- ・受注者は、本業務の処理上知り得た秘密を他に一切漏らしてはならない。
- ・個人情報の保護については十分に注意し、流出・損失を生じさせてはならない。
- ・受注者は成果品(業務の履行過程において得られた記録等を含む。)を第三者に閲覧させ、複写させ、 または譲渡してはならない。ただし、発注者の承認を得た場合は、この限りではない。

5 権利関係

- ・本業務により制作されるコンテンツの著作権は発注者に帰属することとし、発注者は2次利用をできることとする。受注者から発注者へのWEBサービスの提供であり、プログラムの納品は含まない。
- ・受注者は特許権、著作権等の知的財産権の対象となっている第三者の技術等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負う。また、それに関わる費用については受注者の負担とする
- ・本アプリの公開に伴い、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、受注者は自己の 費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ発注者に何らかの損害を与えたときはその損 害を賠償するものとする。

6 サーバ

- ・サイト公開にあたり必要なサーバは受注者で用意することとし、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)クラウドサービスリスト、またはISO/IEC 27017(外部サービスセキュリティ)若しくはISO/IEC 27001(情報セキュリティマネジメントシステム)を取得した企業が提供するクラウドサービスから選定すること。
- ・サーバの設置場所は国内とすること。

7 セキュリティ対策

- ・受注者は、随時セキュリティ問題に係る情報を入手し、必要な対策を講じること。
- ・適切なパッチの適用及びバージョンアップなどによりシステムのセキュリティを確保するとともに、 ウイルス、スパムメール等の悪意ある脅威について、被害を未然に防ぎ、その拡大を防止するため に必要な措置を講じること。
- ・個人情報を扱うコンテンツについては、個人情報の漏えい、改ざんなどの防止について明確な対策 を実施すること。
- ・バージョンアップ等による機能向上やサイトの構成変更等を柔軟に行うとともに、将来的なシステムの拡張性を考慮すること。また、データのバックアップ、セキュリティ対策を実施するとともに、 機能向上のための対応をできる限り行うこと。

- ・ウェブサイト運用に不要なポートは閉じ、不要なサービスは停止すること。
- ・サイバー攻撃対策やアクセス負荷分散を行うため、DDoS 対策を行うこと。
- ・管理ポータルのサイトへの不正アクセスを防ぐため、2段階認証、もしくは同等以上のセキュリティ 対策を行うこと。
- ・ウェブサイトのセキュリティ向上のため、次の対策を講じた上で稼働させること。 HTTP、HTTPS 以外の不要なサービスポートを閉じること。 常時 SSL 化に対応すること。

県によるセキュリティ監査を受け、これに合格するまで改善を行うこと。

- ・ディスプレイ広告 (バナー広告) や他ウェブサイトコンテンツ等の外部ファイル読込を行うサイト 構成の場合は、ウイルス感染や不正サイト誘導がないように対策を講じること。
- ・IPA(独立行政法人情報処理推進機構)が公開している「安全なウェブサイトの作り方」等の最新のガイドラインに沿った対策を実装すること。

また、プログラムコードに脆弱性が判明した場合は、直ちにコード修正や使用停止等を行うこと。特に、個人情報を取扱うため、人的対策を含め十分な対策を実施すること。

・ドメインを使用する場合は、公開終了後でも最低 1 年間は悪用がないようドメイン継続保有等の適切な管理を講じること。

8 成果品

- ・業務報告書 1部
- ・3 公園分専用アプリ 1式
- ・アプリ操作マニュアル1式
- ・上記成果品に関わる電子媒体 (CD-ROM 等)
- ・スマホアプリ紹介リーフレットデータ、A1 ポスター 10 枚、ポスターデータ
- ・スマホアプリ対応現地案内サイン 15 基ならびにサインに関する保証書や構造計算書
- その他、本業務で作成した資料のうち、発注者が指示する資料

9 業務期間

令和6年3月25日(月)

10 運用・管理業務

- ・本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、発注者及び受注者が協議して定めることとする。
- ・掲載中の情報に誤りや不適切な内容があった場合は、発注者の指示に基づき、受注者にて可能な限り迅速に対応すること。
- ・システム障害への対応は、発注者の指示に基づき受注者にて可能な限り迅速に対応すること。
- ・障害があった場合、データメンテナンス、ログ解析を行うこと。
- ・脆弱性が発見された場合、外部からの攻撃により改ざんを受けた場合の原因究明及び対策を行うこ

と。

- ・情報セキュリティインシデント発生時の連絡体制を明確化し、対処手順を整備すること。
- ・24 時間 365 日の稼働を原則とする。また、データを原則、月1回以上、バックアップすることを前 提にソフトを制作すること。
- ・令和6年3月末までのスマホアプリの運用・管理業務に係る費用(ランニングコスト)については、 今回の提案金額に含めること。

11 その他留意事項

- ・成果品については、業務完了前にスマートフォン、タブレット及び PC による動作確認を行い、 各デバイスに最適化された表示がされるよう確認すること。動作確認等に必要な機器は受注者に おいて準備し、テストが円滑に行えるよう環境を整備すること。なお、スマートフォン、タブレ ットについては、iPhone、iPad、Android 系端末等において動作確認を行うこと。PC の利用者側 の端末性能については、一般的な性能を有する端末において支障なく利用できることとし、OS、 ブラウザについては一般的に普及している OS (Windows、MacOS 等)、最新のブラウザ(Safari、 Google Chrome、Firefox 等) により支障なく利用できるものとすること。
- ・委託契約に記載の条項に違反があったとき、発注者は契約の一部又は全部を解除し委託料の支払 いをしないもしくは支払った委託料の一部又は全額の返還を求める場合がある。
- ・上記により契約を解除した場合、県は損害賠償又は違約金を求める場合がある。
- ・委託費の支払いは、事業終了後に提出される業務報告書等に基づき、発注者が検査を行い、契約 書に定められた内容に適合していることなどを確認したうえで支払う。
- ・受注者は、発注者が提供する画像を除き、成果物が他社の所有権や著作権を侵害しないことを保証し、制作に関して著作権の許諾など必要な手続きをおこなうこと。また、使用する写真の被写体が人物の場合、肖像権の侵害がないように留意すること。
- ・本業務の全部又は主体的部分(総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分)を一括して第三者に委任し、又は請け負わせること(以下「再委託」という。)はできない。

また、本業務の一部を再委託してはならないが、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名及び再 委託を行う業務の範囲等を記載した再委託の必要性がわかる書面を県に提出し、県の書面による 承認を得た場合は、県が承認した範囲の業務を第三者(以下「承認を得た第三者」という。)に再 委託することができる。

なお、再委託をする場合は、再委託した業務に伴う承認を得た第三者の行為について、受注者 は県に対し全ての責任を負うものとする。

- ・本委託事業の遂行にあたっては、関連する諸法規、条例等を熟知の上これらを遵守し遂行すること。
- ・データ量が膨大となっても対応可能なサーバ機能(常時 SSL 化に対応することは必須)を提案すること。なお、取得、及び契約期間中の保守運用費等については受託事業者側の負担とすること。
- ・高齢者や障害者が支障なく閲覧できるよう、総務省が公開している「みんなの公共サイト運用ガイドライン (2016 年版)」等を参照し、Web アクセシビリティを確保したサイトを構築すること。

- ・レスポンシブ Web デザインを採用するなどして、モバイル端末からのアクセス時でも利用者にとって快適に閲覧できるような Web デザインの設計を行うこと。
- ・Cookie を使用し、当該情報を第三者に提供する(外部送信する)場合は、次のいずれかの対策を とること。

所定の事項に関連する情報を事前にユーザーに通知・公表する。

事前にユーザーの同意を取得する。

後から拒否できる仕組みを導入する。